

大阪労働局 発表  
令和6年4月26日（金）

大阪労働局労働基準部監督課  
電話 06-6949-6490

## 令和5年における送検状況について

～55件の労働基準関係法令違反被疑事件を送検～

大阪労働局（局長 荒木 祥一）は、令和5年（1～12月）の送検状況（管下13の労働基準監督署が労働基準法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として検察庁へ送検したもの）を以下のとおり取りまとめた。

- 送検件数 55件
- 法令別件数
  - 労働基準法等違反 17件
  - 労働安全衛生法違反 38件

労働基準監督機関では、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に基づき、事業場に対する賃金の支払等一般労働条件の履行確保や労働災害・健康障害防止等のための行政指導を行っているが、重大・悪質な法令違反に対しては、司法警察権限を行使して捜査を行い、労働基準関係法令違反被疑事件として検察庁へ送検している。今般、大阪労働局における令和5年の送検状況を取りまとめたものである。

労働基準監督機関の使命は、労働基準関係法令の履行確保を図ることにある。このため、違法な長時間労働を繰り返す企業や法違反を原因として重大な労働災害を発生させた企業等に対しては、司法警察権限を積極的に行使するとともに、厳正に対処することとしている。

## 1 概要

### (1) 送検件数 [表 1 参照]

令和 5 年の送検件数は 55 件で、前年の 66 件から 11 件 (16.7%) 減少した。

### (2) 法令別件数 [表 1 参照]

- ・ 法令別の送検件数は、労働基準法に係る事件が 17 件、労働安全衛生法違反事件が 38 件である。
- ・ 労働基準法違反事件を内容別に多いものから見ると、「定期賃金の不払」が 9 件、「労働時間・休日等」が 4 件、「賃金不払残業 (サービス残業)」が 2 件、「解雇」が 1 件、「その他」が 1 件となっている。
- ・ 労働安全衛生法違反事件の内容別では多いものから、「その他」が 10 件、「機械等危険防止」が 8 件、「労災かくし」が 8 件、「墜落等危険防止」が 7 件、「作業主任者の選任等」が 3 件、「就業制限」が 2 件となっている。
- ・ 前年と比較して労働基準法違反事件は 9 件 (34.6%) 減少し、労働安全衛生法違反事件の件数は 2 件 (5%) 減少した。

### (3) 業種別件数 [表 2 参照]

業種別では、建設業が 23 件で最も多く、続いて製造業が 12 件となっている。

### (4) 端緒別件数 [表 3 参照]

捜査を開始する端緒は、労働基準法違反事件では 17 件中 14 件が告訴・告発によるものである。

労働安全衛生法違反事件では、38 件中 17 件が、死亡災害等の重大な労働災害を端緒とするものである。

送検件数全体では、告訴・告発を端緒とするものは 17 件 (約 31%) である。

### (5) 強制捜査件数 [表 4 参照]

証拠隠滅等のおそれのある場合、その収集等のため裁判所の令状に基づき捜索、差押、記録命令付差押、検証及び逮捕等の強制捜査を実施している。

令和 5 年に送検した事案のうち強制捜査を実施した件数は 14 件である。

## 2 参考

労働基準法第 102 条に、「労働基準監督官は、この法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う。」と規定されている。

(最低賃金法、労働安全衛生法等にも同旨の規定がある。)

表 1 法令別件数

		令和3年	令和4年	令和5年(前年比)
送検件数		78 100%	66 100%	55 (-11) 100%
労働基準法等違反	定期賃金の不払 (労働基準法第24条、最低賃金法第4条)	13	13	9
	解雇 (労働基準法第20条)	1	0	1
	賃金不払残業(サービス残業) (労働基準法第37条)	0	4	2
	労働時間・休日等 (労働基準法第32条、34条、35条等)	13	3	4
	その他	3	6	1
	計	30 38%	26 39%	17 (-9) 31%
労働安全衛生法違反	機械等危険防止 (労働安全衛生法第20条)	19	14	8
	作業主任者の選任等 (労働安全衛生法第14条)	5	5	3
	墜落等危険防止 (労働安全衛生法第21条)	10	8	7
	労災かくし (労働安全衛生法第100条)	5	7	8
	就業制限 (労働安全衛生法第61条)	3	2	2
	その他	6	4	10
	計	48 62%	40 61%	38 (-2) 69%

注1: 主たる送検条文により集計。

注2: 法令ごとの主な送検事例は別添のとおり。

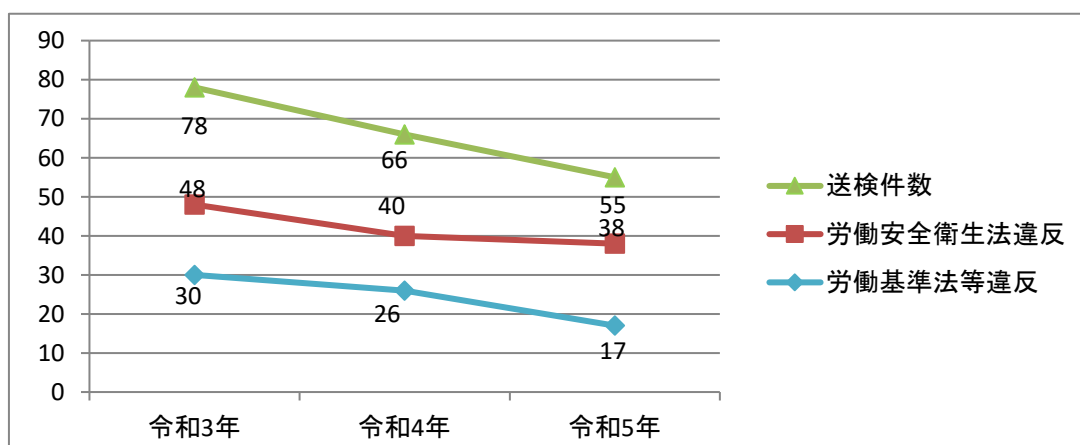


表 2 業種別件数

	令和3年	令和4年	令和5年
製造業	19 24%	17 26%	12 22%
建設業	21 27%	19 29%	23 42%
運輸交通業	6 8%	6 9%	6 11%
商業	7 9%	3 5%	5 9%
接客娯楽業	7 9%	1 2%	0 0%
その他	18 23%	20 30%	9 16%
送検件数	78 100%	66 100%	55 100%

表 3 端緒別件数

	令和3年			令和4年			令和5年			
	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	労働基準法等	労働安全衛生法	計	
告訴・告発	10	0	10	20	1	21	14	3	17	31%
告訴・告発以外	20	48	68	6	39	45	3	35	38	69%
(うち、重大な労働災害)	(4)	(32)	(36)	0	(23)	(23)	(2)	(17)	(19)	35%
送検件数	30	48	78	26	40	66	17	38	55	100%

表 4 強制捜査件数

	令和3年	令和4年	令和5年
送検件数 ※	78 100%	66 100%	55 100%
強制捜査(搜索、差押等)件数	21 27%	9 14%	14 25%

※ 当該年において送検した事件に関する件数である。

## 令和5年 送検事例

### I 労働基準法違反事件の事例

#### 事例1 違法な時間外、休日労働を行わせたもの

大阪府泉南郡岬町において、道路貨物運送業を営む事業者が、労働者に対し、同社が締結した時間外労働及び休日労働に関する協定（36協定）に定められた限度を超えて時間外労働を行わせ、また、同協定に定める限度を超えて休日労働を行わせたもの。

香川県観音寺市本大町の高松自動車道下り線において、労働者の運転する貨物自動車が、別の交通事故のため路肩に停車していた車両に追突し、当該停車車両の運転者を死亡させる交通事故を発生させている。

（労働基準法第32条第1項、第2項  
労働基準法第35条）

※ **労働基準法第32条第1項、2項**

- 一 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。
- 二 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

※ **労働基準法第35条1項**

使用者は、労働者に対して、毎週少なくとも一回の休日を与えなければならない。

※ **労働基準法第36条**

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。（以下略）

## II 労働安全衛生法違反事件の事例

### 事例1 無資格者にクレーンの玉掛け業務を行わせたもの

大阪府岸和田市において、一般機械器具製造業を営む事業者が、同社作業所において、法令で定める玉掛けの資格を有していない労働者に、つり上げ荷重 1 トン以上のクレーンの玉掛け業務を行わせたもの。

無資格者の労働者がつり上げ荷重 2.8 トンのクレーンで金属部品をつり上げるために玉掛け業務を行った上、同クレーンを操作していたところ、重さ 2 トン以上の 13 枚の鋼鉄製大型板状部品が将棋倒しとなり、同板状部品の隙間で作業を行っていた労働者 5 名が同板状部品に激突され、うち 1 名が死亡、4 名が軽傷を負う重大な災害が発生している。

(労働安全衛生法第 61 条第 1 項、同法施行令第 20 条第 16 号、  
クレーン等安全規則第 221 条)

※ **労働安全衛生法第 61 条**

事業者は、クレーンの運転その他の業務で、政令で定めるものについては、都道府県労働局長の当該業務に係る免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者その他厚生労働省令で定める資格を有する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

※ **労働安全衛生法施行令第 20 条**

法第六十一条第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。

一～十五 略

十六 制限荷重が一トン以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が一トン以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務

※ **クレーン等安全規則第 221 条**

事業者は、令第二十条第十六号に掲げる業務（制限荷重が一トン以上の揚貨装置の玉掛けの業務を除く。）については、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

一 玉掛け技能講習を修了した者

二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「能開法」という。）第二十七条第一項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「能開法規則」という。）別表第四の訓練科の欄に掲げる玉掛け科の訓練（通信の方法によって行うものを除く。）を修了した者

三 その他厚生労働大臣が定める者

## 事例2 労働者死傷病報告書の虚偽報告

大阪市平野区において、建築工事業を営む事業者が、大阪府豊中市桜の町に所在する橋梁更新工事現場において、労働者が鉄骨組立作業中、鋼材と敷鉄板の間に右足の甲を挟まれる労働災害により負傷し、休業4日以上を要する災害が発生したにもかかわらず、労働者死傷病報告書を遅滞なく工事現場を管轄する労働基準監督署長に提出せず、同社の所在地を管轄する大阪南労働基準監督署長に対し、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したものの。

(労働安全衛生法第100条、  
労働安全衛生規則第97条第1項)

※ **労働安全衛生法第100条**

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

※ **労働安全衛生規則第97条**

一 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

二 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

### 事例3 いわゆる労災かくし

大阪市城東区において、土木工事業を営む事業者が、大阪市淀川区の下水道管の取り換え工事において、外国人技能実習生が作業中に崩落した土砂等に接触し、休業4日以上を要する災害が発生したにもかかわらず、労働者死傷病報告書を遅滞なく工事現場を管轄する労働基準監督署長に提出しなかったもの。

(労働安全衛生法第100条、  
労働安全衛生規則第97条第1項)

※ **労働安全衛生法第100条**

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

※ **労働安全衛生規則第97条**

一 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

二 前項の場合において、休業の日数が4日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの期間における当該事実について、様式第24号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。